質問事項に対する回答

令和８年度（２０２６年度）「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」伴走支援及び学習プログラム実施業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
1	仕様書4(2)・4(6)	【学校へ提供する機器の範囲】 4(2)では「遠隔授業に係る機器の配備を除く」とある一方、4(6)では受託者がPC・ソフトウェア・モバイルルーター等を先導拠点・協力校に提供するとされています。4(6)の提供対象機器について、以下をご教示ください。 (1)提供先（先導拠点＋協力校11校の全12校か）と各校の台数・スペック要件 (2)提供形態（購入・リース・レンタル）と提供期間、納品後の所有権・返却の要否 (3)利用用途（デジタル学習プログラム用に限るか）	4(2)の「遠隔授業に係る機器」とは、改革先導拠点から各協力校に教科指導を行うために使用する機器を指し、本委託業務には含まれません。また、本委託業務での使用もできません。 4(6)の機器とは、本業務委託における各デジタル学習プログラム（AI講座及びデジタルプロダクト制作講座）で使用する機器です。デジタル学習プログラムの実施に必要となるパソコン及び通信機器一式については、受託者の負担で準備・提供してください。なお、仕様書4(3)ア(イ)bに(e)を追加しましたので、修正後の仕様書をホームページで確認してください。 (1) 対象校は改革先導拠点校（1校）及び協力校（11校）の計12校です。AI講座については、計40台を受講生徒が在籍する各校に配備してください。デジタルプロダクト制作講座については、計40台を講座会場に配備してください。また、受講生徒が使用する以外で各講座の実施に必要であれば必要台数を配備してください。パソコン・関連ソフトウェア・モバイルルーター等の通信環境については、仕様書4(6)に基づき整備し、スペックは提案する講座が円滑に行える仕様としてください。 (2)提供形態は、購入、リース、レンタルのいずれでも差し支えありません。提供期間は各業務の実施期間中とし、契約終了後は受託者にて回収・撤去いただく想定であり、県への所有権移転は不要です。ただし、購入した場合は、県が所有権を持つため、業務終了後は県に機器一式を返却してください。 (3)デジタル学習プログラム用に限ります。なお、デジタルプロダクト制作講座の最終日に行う成果発表会での使用も含みます。
2	仕様書4(3)イ(イ)b(a)(e)	【合宿の宿泊・食事・交通費の負担範囲】 デジタルプロダクト制作講座（合宿）について、契約額に含める費用の範囲をご教示ください。 (1)宿泊数（2泊3日・3泊4日など）と部屋割り（個室／相部屋）の想定 (2)食事提供の範囲（朝・昼・夕食の回数） (3)参加生徒の会場までの交通費の負担者（受託者・保護者・県） (4)会場に求める部屋・設備（全体会場、グループ作業スペース等）の想定規模	受講生徒40名及び運営スタッフ（メンター、看護師1名、引率者3名）に係る宿泊費、食費、会場借上料、機材運搬費等は全て委託費に含めてください。 (1)2泊3日を想定しています。部屋割りは受講生徒は相部屋、看護師及び引率者は個室を想定しています。 (2)3食付（行程に応じた回数の食事） (3)参加生徒40名及び保護者並びに引率者3名の会場までの交通費については、委託費には含まないでください。看護師1名の交通費は委託費に含んでください。 (4)最終日の成果発表会見学者を収容でき、全体会場及びグループ制作環境が確保できる規模の会場を提案してください。詳細は、契約締結後、県と受託者で協議の上、決定します。
3	仕様書4(3)イ(イ)b(i)	【引率者4名分・看護師の費用範囲】 「教育委員会事務局職員及び学校の教員が引率する当該4名分の参加に係る費用」を契約額に含めるとありますが、以下をご教示ください。 (1)費用の範囲（宿泊費・食事費のみ、交通費・旅費を含むか） (2)看護師の常駐時間帯（夜間を含む24時間か、日中のみか）および必要人数	(1)引率者（3名）及び看護師（1名）について、宿泊費及び食費を委託費に含めてください。 引率者（3名）の交通費は委託費には含まないでください。 (2)看護師は1名。夜間を含む24時間常駐としてください。看護師の確保及び配置に係る経費、交通費を委託費に含めてください。
4	仕様書4(3)ア・イ／4(4)	【大学生メンターの処遇と人数内訳】 (1)メンターへの謝礼・交通費・宿泊費・研修参加に係る費用を契約額に含めてよいか、支払基準の指定の有無 (2)育成20名の各プログラムへの配置内訳（AI講座：約4名、合宿：7～8名の想定で、残りの扱い） (3)「原則1年生又は2年生」は必須条件か、努力目標か (4)メンター供給元の大学について、県からの指定・紹介の有無	(1)メンター20名に対する謝礼、研修参加費、活動中の交通費、合宿時の宿泊・食費は全て委託費に含めてください。 謝礼額については、支払い基準の指定はありませんが、最低賃金等の関係法令を遵守し、適切に設定してください。 (2)育成する20名は、デジタルプロダクト制作講座への参加と令和10年度までに実施する「くまもとネットワーク」内のプログラム及びイベントでメンターとして活動していただくことを前提としています。そのため、デジタルプロダクト制作講座に20名全員の参加は必要ありませんが、突発的な事情で参加を予定していたメンターが当日参加できなくなった場合も補充できるようにしておいてください。なお、AI講座に配置するメンターの育成費用は委託費には含みません。 (3)次年度以降の活動参加を考慮し、原則1年生又は2年生としていますが、県と協議の上、3・4年生や大学院生を含めることも可能です。 (4)対象は県内大学としてください。県から指定や紹介はありません。
5	仕様書4(4)	【メンター育成研修の規模・日数・会場】 メンター育成研修について、以下をご教示ください。 (1)想定する日数・総研修時間の目安 (2)宿泊を伴う実施の要否（会場は「県内の宿泊施設（ホテル等）」とあるが、宿泊を前提とするか） (3)県担当者の見学人数の想定	(1)メンターが高校生を指導・伴走するにあたって必要なスキル（生成AI活用・デジタルプロダクト制作等のデジタルスキル、ファシリテーションスキル、高校生の発達段階に応じたコミュニケーションスキル、安全管理意識等）を確実に習得し、次年度以降の活動も含めて育成効果を定量・定性の両面から評価できる研修日数や研修時間を提案してください。 (2)宿泊は必須ではありません。仕様書4(4)【実施概要】の「場所」を訂正しましたので、修正後の仕様書をホームページで確認してください。 (3)2名～5名程度を想定しています。
6	仕様書4(3)(4)（日程は県と協議）	【各プログラムの実施時期・時間帯の目安】 AI講座（3週にわたり計3回）、合宿、メンター研修の日程は県と協議とされています。契約締結（11月27日予定）からメンター研修完了（合宿開始前）までの期間が短いため、以下をご教示ください。 (1)各プログラムの想定時期の目安（冬季休業日・春季休業日・土日祝日の別） (2)AI講座の時間帯（平日放課後・休日の別）	(1)AI講座は令和9年1月～2月、デジタルプロダクト制作講座（合宿）は、令和9年3月20日～22日の3連休又は春季休業中（3月25日以降）での実施を想定しています。 (2) 平日放課後での実施を想定しています。 具体的な日程については、生徒の公募期間やメンター研修期間等を考慮し、契約締結後に県と受託者で協議の上、決定します。
7	仕様書4(3)ウ・6	【成果発表会の規模・会場・配信／DVD仕様】 成果発表会等について、以下をご教示ください。 (1)対面見学者・オンライン視聴者の想定人数 (2)会場（合宿会場内で実施か、別会場か） (3)アーカイブ配信の方法・公開範囲・公開期間 (4)DVDの納品枚数と動画の編集水準（無編集／簡易編集／ダイジェスト作成の有無）	(1) 発表生徒のほか、対面見学者は40～60名程度、オンライン視聴者は無制限とします。 (2) デジタルプロダクト制作講座（合宿）の最終日に開催するため、原則として合宿会場内での実施を想定しています。 (3) YouTube（限定公開等）やGoogle Classroom等を活用し、県立高校の生徒・教職員及び関係者が視聴できる方法を想定しています（詳細は県と協議の上決定）。 (4) DVDの納品枚数は1部とし、不要部分のカットやタイトル・テロップ挿入等の簡易編集を行ったアーカイブ動画（必要に応じてダイジェストを含む提案も可）を納品してください。
8	仕様書4(3)イ(イ)b(f)・4(6)ア	【受講生用PC貸出・ソフト／生成AIツール費用の範囲】 (1)合宿で貸出すPCの台数（参加者40名全員分か、持ち込み希望者を除くか）と必要スペックの目安 (2)AI講座・合宿で使用する生成AIサービスや各種ツールの利用料・ライセンス費を契約額に含めるか (3)AI講座で受講生の環境整備（PC・通信）を受託者が行う場合の範囲	(1)合宿で生徒が使用するパソコン（40台）については、受託者が準備し、必要なソフトウェアや生成AIのライセンスをインストールした状態で貸し出してください。 生徒の持ち込みパソコンの活用を妨げませんが、スペックの差異による学習への支障が出ないようバックアップ機を十分に確保してください。スペックは提案する制作・開発が円滑に行える仕様としてください。 (2)生成AIサービスや各種ツールの利用料・ライセンス費は契約額に含めてください。 (3)受講生徒や改革先導拠点担当教員及び協力校担当教員は、原則として機器の設定等の環境整備は行いません。受講生徒が混乱なく講座を受講できるよう設定した状態で配備してください。なお、整備した機器一式の基本的な操作方法については、関係校の担当教員に説明を行ってください。

質問事項に対する回答

令和８年度（２０２６年度）「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」伴走支援及び学習プログラム実施業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
9	仕様書4(3)ア・4(6)イ	【AI講座の参加環境（場所・通信機器）】 AI講座はオンライン開催ですが、生徒の参加場所（各校の教室／自宅）と、県立高校のネットワークは県備品以外の接続不可とされていることとの関係で、受託者が各校へ通信機器（モバイルルーター等）や端末を準備する必要があるか、その場合の対象校数・台数をご教示ください。	前段については、受講生徒は学校又は自宅から参加することを想定しています。後段については、質問NO.１(1)の回答のとおりです。
10	仕様書4(2)ア(ウ)	【学校ヒアリング・訪問の頻度と実施形態】 先導拠点・協力校への個別ヒアリング・助言について、実施頻度（回数）と形態（訪問／オンライン）の想定をご教示ください。遠隔地の協力校への訪問が必要な場合、その範囲もあわせてご教示ください。	回数や形態の固定指定はありません。改革先導拠点（熊本高校）及び協力校11校（計12校）に対し、オンライン会議システム等を活用したヒアリング・連絡調整を基本としつつ、事業開始時や必要に応じた現地訪問を組み合わせる等、効果的かつ効率的な伴走支援体制をご提案ください。
11	仕様書4(2)ウ／別添2	【KPI調査の対象・規模・頻度】 (1)調査対象（生徒・保護者・教員）と想定人数 (2)調査の回数・時期 (3)新規KPI提案の想定範囲（件数）	(1) 調査対象は、改革先導拠点及び協力校11校において遠隔授業や探究活動・各デジタル学習プログラムに関与する生徒、保護者、及び教員です。 (2) デジタル学習プログラムは参加の「事前・事後」の計2回、事業全体（遠隔授業満足度・授業改善への活用等）は年度末（1～2月頃）に1回程度を想定しています。 (3) 件数の制限はありませんが、別添2の既存5指標を補完し本事業の成果を適切に測定できる指標を1～数項目程度ご提案ください。
12	仕様書4(3)ア・イ	【生徒の募集・選考方法と定員の扱い】 「学内公募により選定」「参加者の募集・集約は受託者」「開催案内は県」とありますが、以下をご教示ください。 (1)応募が定員（40名）を超えた場合の選考方法と選考主体（県・学校・受託者） (2)定員に満たない場合の再募集の要否 (3)募集・受付に受託者が申込フォーム等を用意する範囲	(1)定員を超えた場合は、受託者が集約した応募状況をもとに、各校の参加バランスや志望動機等を踏まえ、県が学校と協議の上で受講生徒を選定します。 (2)定員に満たない場合は、受託者が再募集や各校担当教員を通じた参加促進を行い、40名の定員を満たしてください。 (3)募集案内の作成、申し込みフォームの準備、申込の集約、決定後の連絡調整等一式は受託者が行ってください。県は、各校への開催案内（通知文の発出）を行います。
13	仕様書4(2)オ	【広報業務の範囲】 ウェブサイト・SNS・プレスリリース等による広報について、以下をご教示ください。 (1)ウェブサイトの新設要否（県の既存サイト活用の可否） (2)SNS運用の期間・投稿頻度の想定 (3)プレスリリース・広報動画の想定本数	(1) 県教育委員会や改革先導拠点（熊本高校）等の既存ウェブサイトを活用することを基本とし、サイトの新設は必須ではありません（特設ページ等の提案も可）。 (2)(3) SNSの投稿頻度やプレスリリース・広報動画の本数に固定の指定はありません。各講座の募集時・実施時・成果発表会等の節目に合わせた効果的な広報計画をご提案いただき、県と協議の上実施します（No.40、No.46もご参照ください）。
14	仕様書4(5)イ(ア)	【Google Classroomの運用主体とアカウント】 Google Classroomの利用にあたり、アカウント（教員・生徒）の発行主体（県／受託者）、対象アカウント数、管理者権限の所在（県の既存テナントを利用するか）をご教示ください。	県の既存テナントの利用も可能ですが、受託者の専門的なノウハウに基づく提案を求め、契約締結後に県と受託者で協議の上、決定します。アカウント数は、デジタル学習プログラムの受講生徒計80名と12校の担当教員を中心に110名程度を想定しています。受託者において、学校現場の負担を最小限に抑えつつ、個人情報保護・情報セキュリティ、及び外部連携の制限範囲が確実に担保される仕組みを提案してください。
15	仕様書4(2)カ・4(5)ア・4(5)イ(イ)	【定例報告・説明会・意見交換会の開催形式】 定例報告会（月1回程度）、事業概要説明会（契約後2週間以内）、教員意見交換会（年1回程度）について、実施形態（対面／オンライン）、会場の手配・費用負担の要否、想定参加人数をご教示ください。	定例報告会は、県庁又はオンラインでの開催を想定しています。出席人数及び対面・オンラインの割合は、業務の進捗や議題を踏まえ、契約締結後に協議します。対面開催に伴う受託者の旅費は委託費に含めてください。 事業概要説明会及び教員意見交換会は、オンラインで開催します。参加対象は、改革先導拠点校（1校）及び協力校（11校）の計12校の担当教員です。
16	実施要領Ⅲ 1(4)・仕様書 9(5)	【再委託の取扱い】 (1)再委託の承認手続きは、企画提案書提出時点で必要か、契約締結後に別途申請でよいか (2)再委託先（協力会社）を企画提案書の体制図に記載してよいか (3)再委託先に求められる要件（入札参加資格の有無等）や再委託の割合上限の有無	(1)再委託の承認申請は、契約時に行っていただきます。 (2)企画提案時点で再委託を予定している場合は、実施体制を適切に審査できるよう、再委託先（協力会社）、範囲及び役割を企画提案書に記載してください。 (3) 再委託先の入札参加資格登録は必須ではありませんが、実施要領Ⅱ1(1)～(5)・(7)に準ずる適格性を有し、個人情報保護等を遵守できる事業者としてください。また、明確な再委託の割合上限はありませんが、業務の全部または主たる部分（全体統括等）の再委託は認められません。
17	実施要領Ⅱ 5(2)・Ⅲ 1(1)	【見積書の提出時期・様式と予定価格との関係】 (1)見積書は企画提案書（11月12日提出）に添付する必要があるか、契約協議時（11月24日）のみか (2)見積内訳の様式・粒度の指定の有無 (3)契約上限額（税込61,772,700円）に、会場借上・機材・保険・引率者費用などの全経費が含まれるとの理解でよいか	(1) 見積書は企画提案書提出期限（11月12日）に企画提案書と併せて御提出ください（11月24日は受託候補者選定・仕様書協議後の契約用本見積書の提出期限です）。 (2) 様式は任意ですが、仕様書の各業務項目ごとの内訳・単価・数量が分かる粒度で記載してください（税抜金額及び税込合計額を明記）。 (3) 御理解のとおりです。会場借上・機材・保険・引率者参加費用等の全経費を含め、契約限度額（税込61,772,700円）以内で計上してください。
18	仕様書9(3)	【個人情報取扱特記事項・セキュリティ要件】 仕様書に「別記『個人情報取扱特記事項』を遵守」とありますが、資料が公表されていないためご提示ください。あわせて、個人情報の取り扱いに関する認証（プライバシーマーク、ISMS等）や保管・廃棄方法の要件があればご教示ください。	別記「個人情報取扱特記事項」は本回答とあわせて県ホームページに掲載いたします。プライバシーマークやISMS等の認証取得は参加資格の必須要件ではありませんが、審査における体制評価の参考とします。取得した個人情報はアクセス制限等の安全管理措置を講じて保管し、業務完了後は復元不可能な方法により速やかに廃棄・消去（又は返還）してください。
19	仕様書4(3)イ(イ)b(h)	【レクリエーション保険の補償範囲】 合宿で加入するレクリエーション保険について、補償内容・補償額の指定の有無と、対象者の範囲（生徒40名のみか、メンター・引率者・スタッフを含むか）、AI講座・メンター研修への加入要否をご教示ください。	受講生徒40名を対象としたレクリエーション保険に加入し、保険料は委託費に含めてください。補償内容・補償額の指定はありませんが、宿泊行事に適した傷害・賠償責任等を補償する保険としてください。AI講座はオンライン開催のため受講生徒の保険加入は不要です。メンター研修での大学生の保険加入は必須とはしていません。
20	仕様書6・4(3)	【成果品・記録データの部数と仕様】 成果品（業務完了報告書・実施報告書・講座パッケージ等）の紙媒体の部数、講座パッケージ（教員用手引き等）の想定ボリューム、写真・動画の提出形態（記録媒体・容量）をご教示ください。	業務完了報告書及び実施報告書は、紙媒体各1部を納品してください。講座パッケージについては、紙媒体2部を納品してください。 講座パッケージについて、ボリュームの指定はありませんが、次年度以降も県が活用・再現できる実用的な内容・仕様としてください。写真・動画については、DVD等の記録媒体で納品してください。
21	仕様書4(4)イ(イ) h～j	【メンターのフォローアップ・引継書の範囲】 フォローアップ体制（定期的な情報提供・連絡窓口の維持）の期間・頻度の想定と、評価・報告の頻度、引継書の記載水準の指定があればご教示ください。	契約期間中はフォローアップ体制を継続してください。情報提供の頻度については、内容も含めて、契約締結後、県と協議して決定します。評価・報告の頻度については、契約締結後、定量・定性の両面から評価できる時期について受託者が提案の上、県と協議して決定します。引継書は、次年度以降受託者が交代した場合でも、今年度育成したメンターを引き続きフォローできる水準で作成してください。
22	実施要領Ⅲ 1(2)(3)	【契約保証金・概算払いの時期】 契約保証金の額（契約額の何%か）と免除の取扱い、人件費の概算払いを希望する場合の請求時期・割合の目安をご教示ください。	熊本県会計規則第77条により、契約保証金は契約金額の100分の10以上となりますが、同規則第78条各号（過去2年間に国又は地方公共団体と同種・同規模の契約を2回以上誠実に履行した実績がある場合等）に該当する場合は免除することができます。人件費の概算払いの時期・割合については、契約締結後に受託者の資金計画を踏まえ県と協議の上決定します。
23	実施要領Ⅱ4(5)ウ(ア)「企画提案書の提出部数（正本1部、副本5部）」	【企画提案書（副本）の匿名化について】 副本5部については、事業者名やロゴ等を伏せ匿名化した状態で作成・提出する必要がありますでしょうか。それとも、正本と同様に事業者名を明記した状態で提出してよろしいでしょうか。	副本5部についても、正本と同様に作成し提出してください。事業者名やロゴ等を匿名化する必要はありません。

質問事項に対する回答

令和８年度（２０２６年度）「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」伴走支援及び学習プログラム実施業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
24	仕様書p.９～10／5(4)PBL事業実績	過去3年以内の「国・都道府県・政令指定都市等における高校生対象の課題解決型デジタル教育（PBL型学習）」の実績について、提案者自身の受託実績が必須でしょうか。グループ会社又は本業務に参画する協力企業・一部再委託先の実績をもって充足することは可能でしょうか。	提案者自身の実績に限らず、本業務においてAI講座およびデジタルプロダクト制作講座を担当する主体（協力企業や再委託先等を含む）が当該実績を有していればよいものとします。
25	実施要領p.８／Ⅲ-1(4) 、仕様書p.11／9(5)	専門領域（デジタル教育、大学生メンター育成、通信環境整備等）について、提案段階から協力企業・専門家を体制に組み込み、一部業務を再委託することは可能でしょうか。また、県の書面承諾は提案時と契約後のいずれの段階で必要でしょうか。	専門領域について、協力企業等への一部再委託は可能です。県の正式な書面承諾手続は、受託候補者選定後・契約締結時の段階で行います。
26	仕様書p.２～3／4(2)ア・イ	業務統括責任者や各担当者について、熊本県内への常駐又は学校ごとの定期訪問は必須でしょうか。オンラインでの連絡調整と必要時の現地訪問を組み合わせた体制を提案することは可能でしょうか。	熊本県内への常駐は必須ではありません。オンラインでの連絡調整を基本としつつ、合宿・研修等の対面実施時や必要に応じた現地訪問を組み合わせた実効性のある体制をご提案いただくことは可能です。
27	仕様書p.２～3／4(2) 、p.12 別添1	県が別途実施する高等学校教育改革の事務局等運営支援業務と、本委託の全体マネジメント・関係者調整・KPI管理との役割分担及び情報共有方法について、現時点の想定をご教示ください。	本委託業務は、教育改革事業のうち「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業（改革先導拠点：熊本高校及び協力校11校）」に関する伴走支援・関係者調整・KPI管理・学習プログラム実施を担うものです。県全体の教育改革推進体制や他事業との連携・情報共有は、県高校教育課を通じて行います。
28	仕様書p.４／4(3)ア AI講座	オンラインAI講座（40名、2.5時間×3回）について、参加生徒は各所属校・自宅のいずれから参加する想定でしょうか。参加端末、生成AIサービスの利用アカウント及び通信回線の調達・費用負担はどの範囲まで受託者が担うのでしょうか。	前段については、質問NO.9の回答のとおりです。 後段の調達の範囲については、質問NO.１(1)の回答のとおりです。 調達・配備に係る費用は全て契約額に含めてください。
29	仕様書p.４～5／4(3)ア・イ	AI講座で、4(3)（イ） b (b)「約10名につき1名」の大学生メンターを配置する要件について、4(4)に定める育成対象20名とは別に、既に必要なスキルを持つ大学生を活用することは可能でしょうか。また、両講座の参加生徒40名は同一生徒を想定されていますか。	AI講座に配置するメンターの育成費用は委託費に含めないでください。AI講座については、既に必要なスキルを有する大学生を配置してください。本業務で育成する20名のメンターは、デジタルプロダクト制作講座への配置、及び令和10年度まで実施予定の「くまもとネットワーク」内のプログラム・イベントで活動していただきます。 両講座の参加生徒（各40名）については、同一生徒が重複して参加する場合もあれば、異なる生徒が参加する場合も想定しています。
30	仕様書p.５～6／4(3)イ 合宿型講座	デジタルプロダクト制作講座（40名、1日8時間×3日程度）の宿泊日数は「2泊3日」を基本とする理解でよろしいでしょうか。また、講座実施時期や開催地域、会場規模について県の想定があればご教示ください。	宿泊日数は2泊3日、講座実施時期は、質問NO.６(1)の回答のとおりです。開催地域は、熊本市又は熊本市近郊の宿泊施設での実施を想定しています。 会場規模については、質問NO.２(4)の回答のとおりです。
31	仕様書p.６／4(3)イ （イ） b(e)～(i)	合宿に係る宿泊・食事・交通費について、高校生40名、大学生メンター、講師、看護師、引率者4名及び受託者運営スタッフのうち、どの範囲を委託費に含める想定でしょうか。参加生徒の自宅から会場までの往復交通費も含みますか。	引率者は3名です（看護師1名を含めると4名）。受講生徒40名及び引率者3名の交通費以外は全て委託費に含めてください。
32	仕様書p.６／4(3)イ （イ） b(h)・(i)	合宿期間中の看護師常駐は、講座実施時間に限らず夜間を含む全期間の常駐が必要でしょうか。	質問NO.３(2)の回答のとおりです。
33	仕様書p.７～8／4(4) 大学生メンター育成	県内大学生20名の育成研修について、最低研修日数・時間数、宿泊日数及び研修実施時期の指定はありますか。宿泊施設での対面開催とありますが、通い形式での研修実施も認められますか。	前段は、質問NO.５(1)の回答のとおりです。実施時期の指定はありませんが、デジタル制作プロダクト制作講座に参加するメンターについては、同講座の参加前までに研修を行い、メンター育成を完了しておいてください。 後段は、宿泊は必須ではありません。仕様書4(4)【実施概要】の「場所」を訂正しましたので、修正後の仕様書をホームページで確認してください。
34	仕様書p.８／4(4)イ （イ） f～j	メンターは原則として大学1・2年生とされていますが、必要な技能を有する大学3・4年生や大学院生の一部起用も認められますか。また、令和9～10年度に向けた連絡窓口の維持等について、本契約終了後に受託者へ継続的な費用負担・業務履行を求める想定でしょうか。	メンターの起用については、質問NO.４ (3) の回答のとおりです。 本契約終了後に、受託者に対して費用負担を伴う業務履行を求めることはありません。ただし、次年度以降、育成したメンターから受託者へ問い合わせ等があった際は、県等の窓口へ案内を行うなどの簡易な協力をお願いします。
35	仕様書p.４～8／4(3)・(4)	AI講座、デジタルプロダクト制作講座、大学生メンター育成における講師・指導者の資格、人数、指導経験について、仕様書に記載された事項以外の必須基準はありますか。大学教員や企業の技術者などを外部講師として起用する提案は可能でしょうか。	特定の資格は要しませんが、生成AIやデジタルプロダクト開発の実務経験や高校生への指導経験を有する方等、本業務の目的の達成に資する方を配置してください。大学教員や企業の技術者などを外部講師として起用する提案も可能です。
36	仕様書p.２～3／4(2) 、p.９／4(6)	4(2)「遠隔授業に係る機器の配備を除く」とある一方、4(6)でPC・関連ソフトウエア・独自通信環境の提供が求められています。受託者が調達すべき機器の対象校、台数、必要仕様、設置期間と、県が別途整備する遠隔授業用機器との境界をご教示ください。	質問NO.１の回答のとおりです。
37	仕様書p.５～6／4(3)イ 、p.９／4(6)	受託者が用意するパソコン、ルーター、ソフトウエア等は、購入・レンタルのいずれでも差し支えありませんか。また、契約終了時の所有権、返却・撤去、保守・破損時対応の取扱いについてご教示ください。	質問NO.１(2)の回答のとおりです。
38	仕様書p.８～9／4(5)イ	Google Classroomによる12校の情報共有環境について、県又は各校で利用中のGoogle Workspaceアカウントを使用できますか。受託者による新規アカウント発行、管理者権限、外部連携及び個人情報のアクセス範囲について指定があればご教示ください。	質問NO.14の回答のとおりです。
39	仕様書p.３／4(2)ウ 、p.13別添2	配信授業時数や学校間連携等、既存KPIの令和8年度時点の基準値・調査対象数・集計データは県から提供されますか。生徒・保護者・教員への調査は、県が対象者への周知・回答依頼を行う前提で、受託者は調査設計から回収管理・分析までを担う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。定量的目標の現状値（令和7年度実績）や対象校の基礎集計データは県から提供します。アンケート調査は、仕様書4(2)ウ(イ)(ウ)のとおり、県及び学校が調査フォームの周知・回答呼びかけを行い、受託者が調査設計から回収管理・集計・分析・報告までを一括して担います。
40	仕様書p.３／4(2)オ 、p.６～7／4(3)ウ	広報業務のWeb・SNS発信及び成果発表会の配信・アーカイブ作成について、県公式媒体の利用が可能でしょうか。また、新規サイト制作、有料広告、動画編集・配信環境等について、最低実施回数や成果物仕様の指定はありますか。	県教育委員会や学校の公式Webサイト等の利用は可能です（掲載原稿や動画・画像素材等の制作をご支援いただきます）。新規サイト制作や有料広告の出稿、最低実施回数の必須指定はありませんので、予算内で効果的な手法をご提案ください（No.７、No.13、No.46もご参照ください）。
41	仕様書p.10～11／6・9(1)、実施要領p.８／Ⅳ-1(3)	既存の自社教材、動画教材、学習支援システム及び開発ツール等を講座に活用する場合、既存部分の権利を留保した上で、県の本事業目的に必要な範囲の利用許諾を設定する方式でよろしいでしょうか。また、外部クラウドサービスのライセンス継続費用は契約終了後の県負担となる理解でよろしいでしょうか。	仕様書9(1)イのとおり、受託者が従前から保有する既存著作物の著作権は受託者に留保され、県及び県内学校等が本事業の目的の範囲内で利用することを協議の上定める方式で差し支えありません。 契約終了時点でクラウドサービスの使用も終了を想定しています。クラウド上のデータの取扱いについては、契約締結後、県と受託者で協議の上、決定します。
42	実施要領p.６・8／Ⅱ-5(2)・Ⅲ-1(3) 、仕様書p.11／9(9)	見積は提案業務を全て計上し、精算払いを基本とするとあります。合宿会場・機器・講師謝金等の前払が必要な費用について、概算払いの対象は人件費のみでしょうか。また、県との協議により業務量が変更された場合の金額変更はどのように取り扱われますか。	実施要領Ⅲ1(3)のとおり、支払いは精算払いを基本とし、概算払いの対象は「人件費に関するもの」としております。また、契約締結後に県の事情や双方の協議により仕様・業務量に大幅な変更が生じた場合は、契約書及び県会計規則に基づき双方協議の上で対応します。

質問事項に対する回答

令和８年度（２０２６年度）「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」伴走支援及び学習プログラム実施業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
43	11/17（火）の審査会の実施形式	（１）出席可能人数（現地・オンライン出席別に指定の有無含む）をご教示ください。 （２）オンライン出席の可否をご教示ください。 （３）説明時の環境（スクリーン・プロジェクターの有無・持込PCの可否・配布資料の要否及び部数）をご教示ください。	(1)出席者は3名以内とします。 (2)対面のみで実施します。 (3)県において、ディスプレイ、HDMI接続ケーブル及び電源を用意します。PCは提案者が準備してください。なお、投影資料は事前に提出された企画提案書のみとし、追加資料の投影及び配付は認めません。
44	企画提案書	（１）ページ数の上限はありますか。 （２）A4縦版での指定となっていますが、フォント及び形式（Word形式のみ・PTTで作成したスライドの貼り付けでも可能等）の指定はありますか。	(1)ページ数の上限はありません。 (2)A4判縦・左綴じの仕様であれば、フォント等の指定はありません。なお、実施要領に記載のとおり、提出データはPDFファイルとしてください。
45	11/17（火）の審査会の委員構成	審査会において、主としてどのような観点を有する委員構成(教育関係者、産業界関係者、有識者等)を予定されていますでしょうか。	教育行政・学校教育関係者で構成する予定です。審査の観点は、実施要項Ⅱ2「審査基準」をご参照ください。
46	広報業務	Web・SNS等の情報発信支援は、原則として県・学校が保有する既存Webサイト・公式アカウントを活用し、受託者は戦略、投稿企画、原稿・画像・動画等の素材制作支援を担う想定でしょうか。新規専用サイト・新規SNSアカウントの構築・恒常管理、日常的なコメント・DM対応・炎上監視、有料広告出稿は必須業務ではなく、必要に応じて提案する任意施策との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。原則として県や改革先導拠点等の既存Webサイト・公式媒体を活用し、受託者には広報企画や原稿・画像・動画等の素材制作支援を担っていただく想定です。新規サイト・新規SNSの構築・恒常管理や有料広告出稿等は必須業務ではなく、必要に応じた任意提案事項となります（No.13、No.40もご参照ください）。
47	事業全体のマネジメント業務	事業全体のマネジメントについて、常駐、定期訪問、オンライン対応等、県として想定又は期待されている活動形態・頻度はありますでしょうか。	No.10、No.15、No.26の回答のとおり、県内常駐は必須ではなく、オンラインによる定例報告会（月1回程度）や各校担当教員との定期連絡をベースとしつつ、説明会・合宿・研修・成果発表会や必要時の学校訪問等の対面対応を効果的に組み合わせた体制を期待しています。
48	その他	拠点校において、現時点ですでに実施している取組・既存事業・既存の連携先(大学・企業・自治体・団体等)があれば、その内容及び本事業との関係をご教示ください。	拠点校（熊本高等学校）において、現時点で実施している主な既存事業および連携先は以下のとおりです。なお、いずれの取組も拠点校独自の事業として実施しているものであり、本委託事業との直接的な関係（事業間の連動や業務の重複等）はありません。 1. 三菱みらい育成財団（三菱みらい財団）助成事業（今年度が最終年度） テーマ：「STEAM教育エコシステム～私の探究から私達の探究へ～」 内容：ICTを活用し、探究活動の成果を地域に還元するとともに、人同士がつながる仕組みづくりに取り組んでいます。 2. 武蔵野美術大学との連携事業「Project Tangible」 内容：探究活動をデザイン的思考によって深め、その成果を「見える化」し、手触りのあるものとして具現化する取組（探究デザインリーグ）を実施しています。
49	実施要領Ⅱプロポーザルに関する事項1参加資格	共同企業体や再委託先との共同提案も可能でしょうか。その場合の要件があればご教示ください。	共同企業体や再委託先との共同提案は認めません。業務の再委託については、No.16の回答を御確認ください。
50	仕様書4業務内容（3）デジタル学習プログラムの実施	ＡＩ講座、デジタルプロダクト制作講座ともに大学生メンターがサポートに入る体制を整える、とありますが、有償で雇用する考え方でよいのでしょうか。大学生メンター育成期間についても研修実施の目的がこの事業のデジタル講座でメンターができるよう育成すること、なので最低賃金で雇用の上、研修受講としたほうが労働問題にならない、と考えますが、いかがでしょうか。積算のなかに大学生メンターの人件費は計上してよいでしょうか。	質問NO.4(1)の回答のとおりです。
51	仕様書4業務内容（3）デジタル学習プログラムの実施	1.デジタル人材育成講座及びデジタルプロダクト制作講座において、生成AIの活用を含む提案は可能でしょうか。また、利用可能な生成AIサービス（ChatGPT、Gemini、Microsoft Copilot等）に関する制限や推奨環境がございましたらご教示ください。 2.プログラミングを必須とする想定でしょうか。それともノーコード／ローコードによる制作も認められますか。 3.デジタル授業運営におけるデバイスやコード、環境等で制約があれば事前に教えてください。	1.生成AIの活用を含む提案は可能です。利用する生成AIサービスについて特定の商用サービスを一律に制限・指定するものではありませんが、高校生の利用に適したセキュリティ対策、個人情報保護、及び利用規約・ライセンスに十分配慮された環境・手法を提案してください。 2.プログラミングは必須ではありません。仕様書「4(3)イ(イ)b(c)」および「5(2)」に定めているとおり、プログラミング未経験の生徒であっても3日間の合宿期間内でプロダクトを完成させられるよう、ノーコード・ローコードツールの活用を含めた効果的な指導手法および教材を提案してください。 3. AI講座の受講生徒は、学校又は自宅から平日放課後に接続することを想定しています。パソコン・関連ソフトウェア・モバイルルーター等の通信環境については、仕様書4(6)に基づき、受託者が提案する講座内容に合わせて整備してください。
52	仕様書5受託者の要件	本事業は、PBL型学習プログラムの実施に加え、大学生メンター育成、関係機関との調整、コミュニティ運営、効果測定等を含む包括的な事業であると理解しています。類似実績および提案評価においては、PBLプログラム単体の実施実績のみではなく、これらを含めた総合的なプロジェクトマネジメント・人材育成支援実績についても評価対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	その他	改革先導拠点の熊本高校で在校生のデジタル端末保有率（スマホ○%、タブレット端末○%ＰＣ○%）とグループウエア（Slackなど）を利用されているかについてご教示ください。	県が配備するタブレット端末（chromebook）については改革先導拠点及び協力校の全生徒が保有しています。その他、在校生の端末保有率及び個別のグループウェア導入状況については、把握していません。生徒の個人端末の保有状況や既存環境に依存することなく全受講生が均等に学べるよう、仕様書「4(3)イ(イ)b(f)」および「4(6)ア」に基づき、受託者側で必要なスペックを備えた貸出用パソコンを用意してください。